

計画事業に係る事後評価記載様式(初年度・2年度目)

I 総合評価

地域の主体的な取組みと創意工夫による公共交通の活性化・再生を通じ、個性豊かで活力に満ちた地域社会実現に寄与するために適切な事業を選び出し、当該事業を本格実施する環境を整備するための検討を行ったか。

平成21年度、法定協議会にて策定した「武豊町地域公共交通総合連携計画」に基づき、平成22年7月27日より武豊町コミュニティバス事業を、平成23年9月1日より事前予約制バス(タクシー)事業(以下乗合タクシーという)の試行運行を開始した。当該バス事業は、武豊町にとって「お年寄り等が安全に暮らせ、気軽に移動できる生活の足の確保」を目指す根幹的な事業で、試行運行開始に当たっては、法定協議会はもちろんのこと、事前に地区説明会を実施するなどして、住民を始めとする関係者との事前協議を十分に行之、現時点で実施できる最適な公共交通事業を展開した。

II 計画事業の実施

① 事業計画に位置づけられた事業が適切に実施されたか。事業計画に位置づけられた事業が事業計画どおりに実施されなかった場合には、適切な理由等が明らかにされているか。

武豊町地域公共交通総合連携計画に位置付けた3つの事業の内、①武豊町コミュニティバス事業については、計画のとおり平成22年7月27日より試行運行を開始した。車両数2台、基幹(緑右廻り)・基幹(緑左廻り)・赤・青の4ルート、1日22便の運行で、平成23年度の利用実績は1日当たり平均乗車人員82.4人、1便当たり3.7人となった。これは、平成15年に試行運行した時の実績(35.5人/2.2人)を上回る利用実績が得られ、また、昨年の無料お試し券期間後以降の実績(74.4人/3.4人)からも増加しており、適切な実施ができたと言える。

②乗合タクシー事業については、同種の事業を先行的に実施しているみよし市の事例を参考に、平成23年9月1日より計画のとおり運行を開始した。導入にあたっては、地区説明会等を通して事前報告を行い、PRを行った。

③利用促進事業については、広報、ホームページや地区説明会等を通してコミュニティバス・乗合タクシー事業の広報活動を実施した。また、バスマップ時刻表を全戸配布し、PR活動を行った。

III 具体的成果

① 定められた評価方法・評価基準にしたがって、評価事項について事業を評価したか。その際、事業の効果・影響とそれ以外の効果・影響を分離して評価したか。

武豊町地域公共交通総合連携計画において事業評価の実施を位置付け、3つの指標から評価を行うこととしている。指標①のバス停カバー面積割合については、平成22年度はカバー率72.8%であったが、平成23年度に乗合タクシーの導入によりカバー率75.8%としてカバー率の拡大に努めた。しかし、コミュニティバス・乗合タクシーだけでは目標値(80%)を上回ることができなかった。平成24年度には、乗合タクシーの停留所を拡充し、カバー率を80%以上に向上させ、交通空白地域の解消を目指したいと考えている。

指標②の乗降者数の推移にみる必要性評価については、1日当たりの平均乗車人員は、平成22年度の74.4人から平成23年度は82.4人と増加傾向にあり、利用者の定着が見られ、適切な事業継続ができていると言える。

指標③の利用者満足度の評価については、ルート・バス停の位置・運転手の対応など10項目全てにおいて「満足」との回答が過半数を超えており、利用者の一定の評価は得ていると考える。平成22年と23年の比較では、既存のサービスが当たり前となり厳しい回答になる傾向が現れ、全体として満足度は若干低下してしまっただけで、極端に悪い項目も見当たらない。また不満という回答の増加も少ない結果となっているので、現時点では、大幅な事業改善が求められているとは判断していない。

② 実施した事業が地域公共交通に関する目標を達成するために適切な事業であるかどうかを検証したか。

指標①のカバー面積割合は、将来像の「気軽に移動できる生活の足の確保」つまり交通空白地域の解消を目指した評価で、コミュニティバスと乗合タクシーの停留所だけでは当初目標値を達成できなかったが、平成24年度に乗合タクシーの停留所を拡充することにより、目標値の達成を目指す。

指標②の乗降者数の推移は、事業の継続性を判断する指標で、事業開始以降、利用者数は増加傾向にあり、事業の必要性は認められたと判断している。

資料③の利用者満足度は、サービス提供内容が利用者にとって満足の得られる内容であるかを判断する指標で、これも利用者の過半数が満足と回答しており、一定の評価を得たと判断している。一度利用していただければ、コミュニティバスの利便性を体感し、満足してもらえるものと考えられるため、リピート利用、事業の継続性の確保につながるものと考えている。

IV 自立性・持続性
1 事業の本格実施に向けての準備
① 実施した事業を翌年度実施するにあたって問題点があるかどうかを検証したか。 事業評価指標②③により、乗降者数の推移、利用者満足度から、コミュニティバスのサービス内容の適切性を確認している。2年連続してモニタリングを行っているが、関係者からの事業継続や大幅な事業改善に対して疑問視する声はない。
② 実施した事業について利用者が想定をかなり下回るなど効果が現れていない場合には、翌年度事業を実施するにあたって必要な見直しを行っているか。翌年度も同じ事業を実施する場合には、適切な理由等が明らかにされているか。 前述しているとおり、事業当初の目安となる平成15年時点の試行運行の実績を上回る利用実績が得られており、また、試行運行期間中の利用状況も、増加傾向にあることが認められるため、翌年度の事業継続は特に問題となる点はないと認識している。
2 事業の実施環境
① 当該事業の翌年度実施のための財源について検討を行い、財源の目処がついたか。 事業開始2年間は、総合事業(計画事業)による国費のほか、武豊町からの財政支出により運賃収入で賄えない事業費を確保した。平成24年度についても同様に、武豊町からの財政支出を行うことについて関係者の合意が形成されており、武豊町平成24年3月議会において予算の審議をしてもらうことになっている。
② 住民等による自主的な利用促進、啓発等の活動や協賛金拠出への協力等当該事業を翌年度実施する環境を整備しているか。 武豊町地域公共交通総合連携計画で位置付けている利用促進事業の中に、「サポーター制度」と「広告事業」の導入を計画している。サポーター制度の萌芽として、住民有志により「武豊町コミュニティバス利用促進友の会」が組成され、住民による事業を守り育てる取り組みが事業開始以降継続して行われている。当該事業は、愛知県の公共交通利用促進モデル事業の認定(支援)を受けており、これら住民活動の動きを大切にし、事業環境整備を進められていると考える。 広告事業についても、平成23年8月より開始し、これまで9件の広告を行っている。
③ 当該事業の本格実施のための財源について検討を行ったか。 第9回法定協議会において「運賃収入実績」を報告し、事業収支の状況について確認した。試行運行期間の乗降客数(運賃収入)の動向をモニタリングすることで、現行のバス事業に関する武豊町の財政支出負担が増えないように利用促進を図っていくことが確認された。

V 住民の参加等による地域関係者の実質的な合意形成
① 協議会における審議事項が明確に定められ、計画事業の進め方、実施状況について審議される体制となっているか。 法定協議会の審議事項は協議会規約に規定されている。計画事業の審議については、武豊町地域公共交通総合連携計画の中で「PDCAサイクルの導入による事業評価の実施」を位置付けており、法定協議会による適切な事業評価の実施、評価結果の報告・協議を行っている。
② 協議会に住民が参加したり、住民の意見が反映される仕組みが設けられているか(公募制、住民意向調査等の実施が協議会の運営要領において定められているか。) 法定協議会の構成員には、武豊町の区長、議会議長及び老人クラブ等各種団体の代表者が含まれている。また、計画事業を開始して以降、毎年、地区説明会を実施し、住民との意見交換の場を確保しており、また、利用者アンケート調査も継続して実施し、利用者の意見を集約する機会を設けている。
③ 計画事業を実施するにあたって協議会が適切に開催されているか。 法定協議会は、計画策定以降、毎年継続して開催し、事業内容の協議調整を行っている。本年度は、乗合タクシー事業の実施確認、モニタリング(事業評価)の実施・報告を行い、適切な事業実施ができていないか協議を行った。
④ 協議会の議事が傍聴、議事録や関係資料の公開等によって適切に開示されているか。 法定協議会の傍聴は可能であり、開催時は必ず傍聴席を準備している。議事録は事務局及び武豊町ホームページにて公表している。
⑤ 地域公共交通に関する目標を達成するために適切な事業を翌年度実施することについて地域関係者の実質的な合意が形成されたといえるか。 法定協議会において、計画事業の実施計画、実施状況が報告・協議され、事業内容等が審議された。翌年度の実施については、1月開催時のモニタリング(事業評価)結果の報告を受け、事業継続を問題視される意見はなく、事業継続について合意形成がなされている。